

長門市立菱海中学校電子情報管理要項

2017 年 9 月制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、長門市立菱海中学校における電算処理システムの管理及び運営並びに処理にかかるデータの保護及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、電子処理システムの適正かつ円滑な運営を図りつつ、生徒及び保護者の個人情報保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コンピューター 与えられた一連の処理手順に従い事務を自動的に処理する電子的機器及びその周辺機器で構成される集合体をいう。

(2) 電算処理 コンピューターを使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに関する処理をいう。

(3) 記憶媒体 ハードディスク (HD)、フロッピーディスク (FD)、光磁気ディスク (MO・CD)、フラッシュメモリー、その他の記憶媒体をいう。

(4) データ 記憶媒体等の出入力媒体に記録する情報をいう。

(5) 個人情報 前号に定めるデータのうち、個人又は学校等に関するデータ、個人等を識別できるものをいう。

(6) 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合体であつて、記録媒体に記録されたものをいう。

(7) 対象者 当該校に在籍する者及び、コンピューターに個人情報を記録された者をいう。

(8) データ取扱者 電算処理に係るデータの取り扱い及びコンピュータの操作に従事する者をいう。

(9) 校内ネットワーク 学校内の複数のコンピュータを接続し、それぞれのあいだでデータをやり取りできるようにした状態をいう。

(電算処理の範囲)

第3条 学校が電算処理できる事務の範囲は、教育活動並びに学校運営に関することに限るものとする。

(電算処理の管理責任者)

第4条 電算処理システムの適正かつ効率的な管理運営を推進するため、学校には情報管理責任者（以下管理責任者）及び情報管理者（以下管理者）を置く。

2 管理責任者は校長をもって充て、管理者は、事務職員・情報処理主任を充てる。

3 管理責任者は電算処理システムの管理運営を総括する。

4 管理者は管理責任者の監督の下に、電算処理に係るデータの保護及び管理を司る。

（電算処理の校内委員会）

第 5 条 校長は、個人情報保護・電算処理システムの管理運営について、協議し、または調整を図る組織（情報委員会）を設置する。

2 情報委員会の運営に関する事務は、管理者が担当する。

第 2 章 データの保護管理

（データ取扱者の義務）

第 6 条 電算処理に従事する者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

（データの保護及び管理責任）

第 7 条 校長は、データの保護及び管理の責任を負うとともに、データを常に性格に維持し、管理しなければならない。

2 校長は、データの漏えい、改ざん、紛失等の事故を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 校長はデータ及びシステムの複製に関し、万全の管理を行うものとする。

4 校長は、不必要になったデータについて、速やかに廃棄する等適正な措置を講じなければならない。

（個人情報の記録の制限）

第 8 条 電子情報として記録する個人情報は、次に示す情報とし、学校がその所掌する事務を執行するため、必要かつ最小限のものとする。

- (1) 成績等に関するもの
- (2) 保健情報に関するもの
- (3) 進路情報に関するもの
- (4) 就学指導に関するもの
- (5) 生徒指導に関するもの
- (6) 電子情報管理に必要な、ID・パスワード・設定情報
- (7) その他校長が認めるもの

（個人情報の収集及び利用の制限）

第 9 条 学校は、個人情報を収集する場合は、次項に該当する場合を除き、本人から申告・届け出又は申請がなされたものにより収集しなければならない。

2 学校は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人以外の者から個人情報を収集することができる。

- (1) 法令に定めがある場合
- (2) あらかじめ本人及び保護者の同意がある場合
- (3) 生徒の教育活動の充実・推進及びその他公益のために必要であり、かつ、個人の秘密を侵害するおそれがないと校長が認めるとき

3 学校は、前項各号のいずれかに該当する場合を除き、収集の目的以外に個人情報を利用してはならない。

（個人情報の提供の制限）

第 10 条 学校は、前条第 2 号各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を当該校以外（以下「外部」という）に提供してはならない。

（個人情報の結合の制限）

第 11 条 個人情報を電算処理する場合においては、外部との通信回線によるコンピュータの結合はしてはいけない。

（重要なデータ）

第 12 条 重要なデータは、次に掲げるものとする。

- (1) 法令の定めにより、秘密保護を要するものとする。
- (2) 個人情報のうち外部に知られることを適当としないもの
- (3) 漏えいした場合、学校の信頼性を著しく阻害し、円滑な教育活動を妨げるおそれのあるもの
- (4) その他特にデータ保護の必要のあるもの

（重要なデータの管理）

第 13 条 校長は、重要なデータのため、その受け払い及び保管について、必要な措置を講じなければならない。

（重要なファイル）

第 14 条 重要なファイルは、磁気媒体に記録された個人情報ファイル及び次に掲げるファイルとする。

- (1) 法令の定めにより、秘密保護を要するもの
- (2) 漏えいした場合、学校の信頼性を著しく阻害し、円滑な教育活動を妨げるおそれのあるもの
- (3) その他特にデータ保護の必要のあるもの

（重要なファイルの管理）

第 15 条 校長は、重要なファイルの保護のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) ファイルの紛失・盗難等の事故を防止するため、万全の管理を行うこと。
- (2) 保管について、必要な措置を講ずること
- (3) 重要なファイルについては、責任者を明確にすること。
- (4) ファイルのデータ複写及び消去、ファイルの廃棄等は、漏えい及び改ざん等の事故がないように行うこと。
- (5) 記録媒体の廃棄は、漏えい等の事故が内容に行うこと。
- (6) 重要度に応じて、バックアップファイルを作成する等の措置を講じ、安全な施設での保管に努めること。

（アクセス制限）

第 16 条 校長は、重要なファイルへのアクセスを制限する必要がある場合は、パスワードによる制限等の技術的措置及び運用的措置を講じなければならない。

第 3 章 コンピュータの管理及び保安、校内ネットワークの管理

（コンピュータの管理）

第 17 条 校長は、コンピュータの管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) コンピュータへのソフトウェアの導入に関し、適切に管理すること。
- (2) 校長は、データ取扱者にパスワードを付与し、適切に管理すること。
- (3) データ取扱者は、コンピュータの使用に際してはパスワードを採用し、その使用についての的確に管理すること。
- (4) コンピュータ及び記憶媒体を廃棄する場合は、データ等の漏えいがないように完全に消去すること。

（コンピュータの保安）

第 18 条 校長は、コンピュータ及び重要なファイルの保管、及び施設の管理・保安に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) コンピュータ及びファイルの保管施設への当該学校職員以外の入退室について必要な措置を講ずること。
- (2) 火災等の災害及び盗難等に備え、コンピュータ及び重要なファイルの保管施設に必要な保安措置を講ずること。
- (3) 事故発生時の対策を定めるとともに、事故が発生したときは、速やかにその状況について調査し、必要な措置を講ずること。

（校内ネットワークの管理）

第 19 条 校長は、校内ネットワークの管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 校内ネットワークに接続するコンピュータについては、校長の承認を得ること。
- (2) コンピュータについては、ウイルス対策等の措置をしなければいけない。

第 4 章 情報配信

（情報発信の運営）

第 20 条 情報発信の適正かつ効率的な管理運営を推進するため、学校には情報発信者（以下管理者）を置く。

2 管理責任者は校長をもって充て、情報発信者は事務職員・情報処理主任を充てる。

3 発信手段は、メール（まち comi メール）及びホームページ（以下 HP）とする。

（情報発信の基本）

第 21 条 生徒及び関係者の個人情報の発信は、学校長が学校教育のために必要と認めた場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないように、必要な対策を講じなければならない。

2 生徒の個人情報は原則、発信しない。万が一、発信しようとするときは、本人及び保護者に対して、個人情報を発信する趣旨及び危険性を説明し、同意を得た上で、発信するものとする。

3 HP に発信した個人情報について、本人若しくは保護者から、訂正・削除の要請があった場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。

4 発信する児童・生徒の個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。

一 氏名は使わない。学年・性別のみとする。

二 生徒の意見等については、教育上の効果を斟酌し、発信することができる。

三 生徒の写真を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。

四 住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報等のこれらは、発信しないものとする。

5 HP の掲載内容は、次の各号に定めるところによる。

一 学校要覧や学校・学年だより、給食献立表、行事予定表、学校いじめ基本方針、学校評価など、保護者・地域等に配布している、もしくは、公開の必要があるものとする。

二 情報提供は、災害に係る情報等の緊急情報や行事情報のみとする。

6 HP を、公開及び更新する際には、必ず校長の決済を得ること。